

付表 4.4-7 環境庁レッドリストのカテゴリー定義

区分及び基本概念		
<p>絶滅 Extinct (E X) 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 (注)</p>		
<p>野生絶滅 Extinct in the Wild(EW) 飼育・栽培下でのみ存続している種</p>		
<p>絶滅危惧 Threatened</p>	<p>絶滅危惧 I 類 (C R + E N) 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>	<p>絶滅危惧 IA 類 Critically Endangered(CR) ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p>
		<p>絶滅危惧 IB 類 Endangered(EN) IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</p>
	<p>絶滅危惧 II 類 Vulnerable(V U) 絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。</p>	
<p>準絶滅危惧 Near Threatened(NT) 存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。</p>		
<p>情報不足 Data Deficient(DD) 評価するだけの情報が不足している種</p>		
<p>絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population(LP) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。</p>		

注) 1. 「環境庁報道発表資料 哺乳類及び鳥類のレッドリストの見直しについて」(平成 10 年)を編集。

2. 種: 動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。